

狛江市あいとぴあセンター（健康福祉会館）の設置及び管理に関する条例

平成8年3月29日条例第11号

（目的）

第1条 この条例は、市民の理解と参加、民間団体との連携・協働のもとに、市民の健康づくり及び福祉推進を図る拠点として、狛江市あいとぴあセンター（健康福祉会館）（以下「あいとぴあセンター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 あいとぴあセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 狛江市あいとぴあセンター（健康福祉会館）

位 置 狛江市元和泉二丁目35番1号

（施設の構成）

第3条 あいとぴあセンターは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 狛江市保健センター
- （2） 狛江市障害者福祉センター
- （3） 狛江市老人福祉センター
- （4） 狛江市こども家庭センター

（使用者の範囲）

第4条 狛江市保健センターを使用することができる者は、市内に住所を有するものとする。ただし、健康増進室及びプールを使用することができる者は、市内に住所を有する40歳以上の者で、身体機能が低下し、運動を必要とするもので健康セミナーに参加して指導を受けたものに限る。

2 狛江市障害者福祉センターを使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第2条に規定する愛の手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する者、狛江市難病者福祉手当条例（昭和53年条例第24号）第3条に規定する受給資格の認定を受けている者（以下「障がい者」という。）及びその家族
- （2） 障がい者の団体、通所訓練・授産施設の利用者及びボランティア
- （3） その他市長が必要と認める者

3 狛江市老人福祉センターを使用できる者は、市内に住所を有する60歳以上の者とする。

（団体使用承認）

第5条 あいとぴあセンターの施設等を使用しようとする団体は、規則で定めるところにより団体登録の申請をし、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる施設については、この限りでない。

- （1） 健康増進室

(2) プール

(個人使用承認)

第6条 あいとびあセンターの施設等を使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第4条第2項各号に掲げる者及び第3項に規定する者の使用について、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、施設等の使用を承認しないことができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 管理運営上支障があると認めるとき。

(使用の取消し)

第7条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 使用者が、使用目的に反する行為をしたとき。

(2) 災害その他の事故により、使用することができないとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 健康増進室の使用料は、別表第1のとおりとする。

2 プールの使用料は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に規定する施設以外の施設の使用料は、別表第3のとおりとする。

4 市長は、特に必要があると認めたときは、前3項に定める使用料を減免することができる。

5 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第9条 使用者は、あいとびあセンターの施設等に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月31日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年5月6日条例第23号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月27日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のあいとびあセンター（健康福祉会

館)の設置及び管理に関する条例の規定は、平成18年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則 (平成18年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第15条の規定による改正前の狛江市あいとぴあセンター(健康福社会館)の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて使用の承認を受けている者は、改正後の狛江市あいとぴあセンター(健康福社会館)の設置及び管理に関する条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づいてあいとぴあセンターのプールの使用の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (令和6年3月26日条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年12月23日条例第52号)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

健康増進室使用料

使用区分		使用料
健康セミナーに参加して指導を受ける場合	週1回コース	5,000円
	週2回コース	10,000円
健康セミナーに参加した後、引き続き健康増進室を使用する場合	2時間単位で1回につき	300円

別表第2 (第8条関係)

プール使用料

施設	区分	使用料	
狛江市保健セ	個人	1回の使用時間	1回あたり
		3時間以内	300円

ン タ ー			年間使用回数				
狛 江 市 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	団体	1回の使用 時間	7回以 下1回 あたり	8回以 上12回 まで	13回以 上26回 まで	27回以 上40回 まで	41回以 上
		1時間以下	円 400	円 3,000	円 5,600	円 8,000	円 10,000
		1時間超1 時間30分以 下	600	4,500	8,400	12,000	15,000
		1時間30分 超2時間以 下	800	6,000	11,200	16,000	20,000
		2時間超2 時間30分以 下	1,000	7,500	14,000	20,000	25,000
		2時間30分 超3時間以 下	1,200	9,000	16,800	24,000	30,000
		個人	1回の使用 時間	26回まで			27回以上
		3時間以内	1,000円			2,000円	
狛 江 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー	個人	1回の使用 時間	26回まで			27回以上	
		3時間以内	1,000円			2,000円	

備考

- 1 1回の使用時間は、3時間を限度とする。
- 2 狛江市障害者福祉センターの項の団体の年間使用回数7回以下の欄は1回

あたりの金額、同 8 回以上の欄は年間の金額を表す。
別表第 3（第 8 条関係）

施設使用料

名称		使用料（1 区分）	
地階	ボランティア室	円 200(100)	
	大和室	1,500(750)	
二階	研修室 A	200(100)	
	研修室 B	300(150)	
	研修室 C	300(150)	
	会議室	300(150)	
三階	会議室	300(150)	
	陶芸室	陶芸室のみ使用	200(100)
		陶芸窯同時使用	100 (50)
	団体活動室	300(150)	
	ボランティア室	300(150)	
四階	会議室	300(150)	
	講座室	600(300)	
	料理実習室	料理実習使用	1,000(500)
		料理実習以外使用	500(250)
	創作室	300(150)	

備考

- 主に18歳以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、括弧内の金額とする。
- 各室の使用は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、大和室の使用は、午後 6 時から午後 9 時30分までのみとする。